

舊記

西德五

拾三

菊
189
12

松
尾
14

富山大学
菊池文書

574

正德五年
...

正德五年

...

正徳五乙未年

一 寺社方大風

寺社方大風 寺社方大風 寺社方大風 寺社方大風 寺社方大風

一 生勢之為捕

一 長門守様

一 宮山御領

一 御家御

一 往還御

一火中家多リ者之なり其為

一福光川渡舟入札之義なり

一御筒略事新上之義なり

一七木方兼作之義なり

一丹次白手踏兼生之義なり

一秋金浪門之義なり

一建屋屋名曰大夏身代木路所新木四通

一京本新年大一代家切株立之儀其末毎通

一新年改方身以義なり

一正徳二年之御貸年迄之義なり

一皆懐三月廿日切之義なり

一形紙佃留之義なり

一丹次兼之御踏之義なり

一元節少御用之義なり

一 吳郡之德教を以て之より作後

一 川筋の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 津場坊の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 山田村の中某山に白松多生後村に大窪新村支那村

極下

一 宝幢寺の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 津原城の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 刀利村の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 化藏寺の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 神事之節角の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 津原國の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 二、津原の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一通

一 留止の善法が於村に電くも道志の善法が於村に

一 生利之者又升之て下取ら

一 百姓中 食糧取

一 御屏風 象印之象 頭之振分 一の書 虫 与

一 蟬 之 象 与 以 我 向

一 徳色 与 進 与 采 他 國 虫 与 交 り ぬ

一 大 小 徳 藏 人 他 料 虫 上 与 交 り ぬ

一 官 屋 虫 寄 せ 奥 之 象 与 同 取

一 御 用 之 御 者 振 交 不 了 取 不 得 与 ぬ

一 國 奉 寄 控 所 之 象 与 振 増 取 ぬ

一 浪 垣 控 用 以 振 止 之 与

一 宥 之 商 人 振 揚 之 結 貨 与 虫 成 之 与 我 向

一 其 加 せ つけ 其 ね 之 象 与 同 取

一 酒 造 采 御 定 之 象 与 同 取

一 計 数 亦 必 虫 以 浪 十 万 振 与 同 取

- 一 石水... 少紙句
- 一 寺の人... 高他... 若信... 交り
- 一 紙子の... 進挿... 交り

大風... 義... 書上... 何... 寺社
 方... 案内... 延引... 白... 領...
 寺社... 書... 集... 社... 領...
 進... 紙... 領... 集... 紙...
 中... 紙... 上

三月... 改修... 奉... 紙

印... 領... 國...
 正... 持... 中...
 十... 村... 中...

賞

一生務く産

一丹源

一姫子孫

一志也あふ産

一生務く産生務く産

一原く産高ふ足列る

一志務く産生務く産但少くも産りて及泥産

一菱産加りて子の生務く産生務く産高ふ也右高く産高

不欠列る

一志高く産男力高也

一丹源く産

一志高く産

一加んちおる産

一生務く産首高く産の男高のことく志高産高也

一志高く産高也一と足高の原高也

一産羽く白黒の玉一り毛も産し産高也他高くと高

一相見かた高

一志高く産高也足高

右高く産生務く産高也

高方一志高産高也

高方一志高産高也

書載卷のしり通凡夫急無之極の事候は成御請之用
ト条足死と判事足之と書成急心トの事通下

未
正月未六日

古屋之丞
加茂於大系

右師親近状

長守根少少銀書年廿年之分之好九近近候也為銀子
子年廿年の海の書成三日の成候成候と判事并銀子之
書成と根少の候為其め候ト書成之在急近歩之候也

右の事通候上

二月十日

加茂於大系 判

首右馬 長北馬 太北馬 傍右馬 善六
左馬 左馬 源六 宅右馬 大系助
子中軍 仙生寺 加納 下持飛 小野
下系 大白石

以白以方湯領分毎に米土指をり候申事ト廿七年編り出
分中候事候は在根之系者之百取家之沙汰之限成候

二月十六日

水跡甚之皆

以備法海次

井口夜苑

牧七古海

水高第之海

箇井又之海

加茂九第太前根

古屋六之坐根

右之海有三人并力申紙西の巻より糸は其意を密に
書知の存之に右邊不中根右り根より右場所也括を了す

尤其節那卷分右取より巻に括係の巻に書状尺短急連
発の巻に取をたのむ取に

二月廿二日

加茂九第太前

古屋六之坐

八ノ窟所

左に往來道事之并換に往來も難成神にお中より前より交
り十後交り交り極に狭沙法路に成茂に身一に中より中後
根為交り交り返り交り交り交り交り交り交り交り交り交り

西之徳平五江道往來之分田土為無志也砂石道台更以片
立根に為友之平海を足合人ノ持を為之居一平の沙石ノ往來更
往還之為也向端之申に身状又之居先之也一の取返りの上

二月廿四日

加茂北ノ太前
古屋六郎

村如能藤原朝吉の如

十打申——

以白河船方火事之來之由信之及到ハ毎夏中後迄之由也
火之また一藤原に仕り居為改出火沙石之限ハ先可立申

不及中村之火之番ハ急度之至ニ急取守リ根一于信ハ自統
為火之變及到ハ急者之急ハ向方端に存之候ハ急度交
一中村ハ其上其方其ハ不急之急ハ急取守リ根一于信ハ
一前ノ古河所係止之急ハ急取守リ根一于信ハ自統
仕者之急ハ急取守リ根一于信ハ自統
之候ハ急取守リ根一于信ハ自統
急者之急ハ急取守リ根一于信ハ自統
この中後迄之由也向端之申に身状又之居先之也一の取返りの上
急者之急ハ急取守リ根一于信ハ自統

未
三月朔日

加茂丸太郎
古屋六丞

藤原村水部御給

十村年一 二九

福光川渡舟入札 長成令按定し所二十村光景より入札言由より十村

尺書より十村より所由十村光景の御申付之上

四月十日

古屋六丞及 加茂丸太郎

御兼用場

古屋御兼用場より申付奉り候事之由上

未
四月十日

古屋六丞
加茂丸太郎

貴在島 七の節 二善六 久た島

貴地親人長巻一節此島其御簡略より御用より御月御之古家人

在語及之矣而好速意一々意より諸人申す意及より後

古屋 御申付各々好申之旨且又宮腰山松石動多是矣津

所早遠新町事新并新より新申付申代家御代申付堂

水船の舟中約方中船方より舟中舟用長石持引至五分
諸船之古渡中船方より長石を引候り候上

三月廿三日

成瀬内務助
玉井勘解由
前田徳之助

横山中務方
野村勘之助

右之海江戸の家老申上末旨の得甚急之氏成西少判取
り申上り申上候事多し之申上候上

四月十日

御幕用場

古屋方盛
加茂方左衛門

右之海江戸の家老申上末旨の得甚急之氏成西少判取
り申上り申上候事多し之申上候上

乙未 四月十日

古屋方盛
加茂方左衛門

藤原村方盛

十村御持持人 山内申

向後お祈り方松林本堂拜り付分村に所業修む民仕書月
若十村一本取十村并に七部之内子守新に道安細承而
奥書仕書実いしきや二の中若新友松林本堂實仕願し
右書りて書き之に白備に免取十村山道越取す戸外に
右松林之并前より沖法及竹束に取も控更念り入取改
先捨之邊之志水更右松林本堂實之更不修之族も
右之松に松林沙法至しり白後撰成爲り之脇に改也六
越交平竹川糸急夜可有中付りて

戊寅 十二月十八日

浄業用堪

古屋之邊及

畠田勘七郎及

右之松光年お祈り給ひ爲念守殿中編糸孫新取尔
至之右邊之邊之更乃り而見和判形之更之山原迄
ト一取也之取上

乙未

四月十日

古屋之邊

加茂若大郎

藤波新

村水新

十村山道申 定家新

始て何事より新古山派割増師定之并總とて茂割
宗派より之を後と推加中死六之縁金少取會贈主引務
也者若しよあるに後日相子身當人之事ハ不よ及りて
各に終此也茂曲事の師沙法ありて中より一材限
二大小高此諸之商賣人止能之其多と一の去りて

は文師料所代友の古獨の書月与違しハ新飲
おありてもけりて中後と推し振ハ阿部豊後守友
此後ハ在り是り也上

四月

中川法海守

新金銀引替未之茂月申川法海守友右師毫宇香後
成師友月之字別成推成と宗師友死來未也上ハ後以法
一也昔且又推友死ハ何也師友之西と其ハ後且又師請
推友と推ハ可ハ後也

右之法可也也也也也上

奥村伊豫守
前田英他守

古屋六郎友
加藤若々太弟友

一 二拾本

長江目連の合部入寸道
但来本抄多矣

一 百拾本

長江目連の合部入寸道
但来本抄多矣

一 百拾本

長江目連の合部入寸道

一 百拾本

右野鹿若也五月より去年八月より、東より大川、西迄海口迄
惟江中舟、初大正に発見合江部、その中出中世根連に在り

1901年5月

力、山田代并水室、中田大正に水迷感伝

寫本新市成水坪野村持心、同真地而林高、下、只随分普請
伝水長揚中交、在、別定、年、以、用、白、大、破、分、分、八、分、以
中上、抄、印、枚、本、お、領、伝、子、元、福、拾、年、有、交、二、百、五、拾、本
同、拾、六、年、四、百、本、同、拾、七、年、二、百、本、お、領、水、取、為、入、中、上、分、以
另、通、一、百、枚、本、お、領、伝、交、中、分、以、上

正徳七年二月廿一日

苗崎村 久吉

金屋中村

長中

一 三拾年

長三郎因迫合部尺寸寸迄
但来本板無天

一 百貳拾年

長三郎因迫合部尺寸寸迄
但来本板無天

一 百貳拾年

長三郎因迫合部尺寸寸迄

一 百貳拾年

右野尻岩屋口五月より去年八月より、米と大川成道毎日迄
情は如何に、秋大に思見合は、米と大川成道毎日迄

本島より直三寸一尺力、此間代米水、田大、下、水、迷、惑、信、
買、右、新、市、代、米、坪、野、有、持、心、一、月、再、北、市、林、高、と、下、六、随、分、普、清、
信、水、五、揚、中、交、在、所、別、定、年、以、用、の、口、大、破、し、計、分、八、寸、の、
中止、招、印、枚、米、お、銀、信、子、元、孫、拾、七、年、五、交、二、百、五、拾、年、
同、拾、六、年、四、百、同、拾、七、年、二、百、同、拾、八、年、三、百、同、拾、九、年、
另、通、一、枚、米、お、銀、信、交、在、所、の、上

正徳七年二月廿八日

苗崎村

久吉

金屋中

長中

三浦村

与右部

桂中村

与右部

申田村

原六

田中村

首右部

戸部村

与右部

湯系沖右部殿

小村甚之助殿

大平左太史殿

小倉若太史殿

当り普代方之書状調をてう候旨とて加判に成

一のしをり

野尻山左屋目用水恒入松山我本預帳為定并先年

將領仕多し何ノ何年、亦敷何多と申事致し何ノ誰及

に預上中匠帳面、お記上の中らに申候、此普代方々め致

お仕為申候、先年お致仕本敷年并帳面申入せせし

し先年申候所預帳面用申事致仕上中申事致し

に先年申候所別帳面致し申事加判に成しをり

下の上

三徳五

三月三日

久右部

与右部 首右部 与右部 与右部

同拾六年

杉本之太師松 岩田沙助松
水成堂太師松 依之松屋松

同拾七年八月廿初

右用お湯奉納と帳面ノ篇ニ爲書太師右方之松

拾七年八月廿初

野鹿岩屋各口用お松我本松帳ニ用お湯奉納松
之印場松上之如以先年松我本松下之者之如
何之何年誰及一松何從宛松我本松使仕之之松帳面
中一之之湯奉納松太師松本村甚松松去年古之松

之松度帳面之止之松
帳面之用之之松是所仲太師松甚松松常太師松
け四人以之存之、洞之と之意之之松其松之
以之松又水敷之太師松と之松右太師松之松
我本松松太師松之松調普請之松以之松
之松中之之松又之松此之松之松一之松と之松
之松其松之松之松

一併他所之松松松松松松松松松松松松松松松松
預一之松之松之松之松之松之松之松之松之松

乞于... 流木... 子... 用...
仕... 正... 三月...
正德五
三月二十日

正德五
三月二十日

善代伊...
浩...
吉...

長... 之... 之... 之...
賞... 源... 又...

百... 拾... 番

六... 拾... 番

六... 拾... 番

六... 拾... 番

五... 拾... 番

五... 拾... 番

拾... 三... 番

田... 井... 首... 右... 邊

田... 井... 首... 右... 邊

田... 井... 首... 右... 邊

田... 井... 首... 右... 邊

三... 法... 村

師... 預

苗... 鳩

吉... 神... 角... 丞

七拾八番

八拾番

六拾番

七拾番

七拾番

七拾番

計あり
上り書

同
津野

津橋江

佛生寺

下束

加納

大代友妻の今年古束新束世一代友坊のふり立以後 尚船

事初よりのお取立の事一ふ切にお平と馬舟右と通ら束一ふ

の取立花持丸の事お取立の事お取立の事お取立の事

正徳五
三月
津野用場

正徳五
三月

代友中

百姓
代友中

若林源徳が欲年一丁年若喜お船の付分夫の代友貴自也小

お是より出たお取立の事お取立の事お取立の事お取立の事

代友攝中若中後より先今般大坂の新束古束を一代友坊番

舟の横を新し給一丁束の事一統の代友坊番舟の中後より束一丁

二十村のありは... 正徳五 八月六日

正徳五 八月六日

正徳五 八月六日

依成伸起... 正徳五 八月六日

依成伸起... 正徳五 八月六日

大塚... 正徳五 八月六日

正徳五年... 正徳五 八月六日

正徳五年... 正徳五 八月六日

正徳五年... 正徳五 八月六日

正徳五年... 正徳五 八月六日

正徳五年... 正徳五 八月六日

未 正徳五
九月十日

依友伸左馬

申村四三郎

坂源左馬

力村源左馬

高島桂左馬

菊池速角

大塚源左馬

河合右平次

山东衣左馬

左 右

橋本源左馬

而持指左馬

十 村中

新川源

十 村中

當年貢米御免不流之者大来月水日修前之及皆御本

以限例之海之流之可仕之尤皆御本之在集里之可指也

正徳五

十月十日

今村源左馬

依友伸左馬

山东衣左馬

河合右平次

高島桂左馬

申村心左馬

大塚源左馬

菊田速角

先日の植生を定むるは既に及ばず其の流に任せて置くの事成
此の地を及ばず其の流に任せて置くの事成
り中世に在りては其の流に任せて置くの事成
道中者ハ道ヲおぼへりて田も植ふ事ハ其の流に任せて置くの事成
おぼへりて植ふ事ハ其の流に任せて置くの事成
此の地。

一 狼狗のつ時分ハ山ノ夕方ハ夜ノ初ル迄ハ其の流に任せて置くの事成
此の地ハ其の流に任せて置くの事成
此の地ハ其の流に任せて置くの事成
此の地ハ其の流に任せて置くの事成
此の地ハ其の流に任せて置くの事成

中巻に大徳内為認領申。氏法八方に中巻と申申振大振
候人相二成候以上

七月廿四日

乙未
申田村
赤巻

金巻本庄村
長巻

首大鳥振 傷右鳥振 久大鳥振 与三巻振

六振

先以能而羽喰新酒見村の丹頭振上り有為所又成不
白巻之由は白巻之由は所辨理所用もお是より有

是初度能と浦中三及中ハハ然不斗法ありと云り中ハ
以在極守極所用之交も有る有法有為の振上り是又
丹頭之由は所辨理所用もお是より有為の振上り是又
交配し所辨理所用もお是より有為の振上り是又

乙未
五月廿二日

乙未
金巻本庄村

古巻六巻及
加振本庄村

右巻本庄村書及印地西向巻と申申振と云西に振下
之者其由急度の中後、我高所請に判り申之申先

世宗皇帝之遺訓也

七月廿五日

加藤九郎大將

古倉六郎

有野孫十村中柱物人 云云

此世宗皇帝之遺訓也

一飛州山方山所用木直年所指箇重と輕り有山内谷木留

あま後中ハ依りお付、此木留押破申ルハ所用木押お申也

可者ハ此木留ハお付申上之御七上之御兼末成迄無之様ハ御也

御編に御付申上りて御有可者御申上

未

七月廿五日 加藤九郎大將 三木屋平之助代

角井喜代

小枝

御奉外所

御飛方在之四方在之御と分在来異能之諸御を御御

仕而るお申上り様ハ無様者申之為御貸申有御、お申有

たりといふとも二宮とも御り、お申人ハ御一平ハ御御也

申上り様ハ御申有し、又ハ御外ハ御申有之様御申有し、

五一及沙を

一、小方御用木綿方と交糸、小方と御糸とを末に込糸
夏中、板蕪揉み多かり、小方と終、併右小直年、括留かり
取束い、着好造、この者より、小方粒、更綿、夏の中、返り則
法、有人代、お書身、別、成、西、を、入、留、括、を、小、方、之、在、終、り、し
名、氏、一、右、之、御、糸、一、下、返、り、成、面、見、而、之、判、取、先、之、を、取、束、り、
の、者、込、糸、上

六月十日

古屋六郎
加藤大高

砥波村の存評記也状

今、御場大平左、左、根、小、倉、常、倉、根、小、正、御、後、川、筋、御、普、清
於、中、村、之、百姓、者、も、お、お、常、之、又、左、根、お、大、正、月、之、方、と、親、り、り、入
付、後、之、か、も、之、根、成、成、堅、信、留、交、糸、前、之、下、返、り、新、之、沙、法、之
限、小、倉、後、之、根、成、成、お、お、之、根、之、急、交、中、後、綿、之、任、り、り、
根、平、後、新、上、之、何、角、占、十、米、之、し、急、交、綿、之、可、り、終、り、
以、後、百姓、之、の中、後、御、普、清、於、中、村、之、其、他、中、村、が、古、丸、
上、之、根、お、大、正、月、中、之、
十、村、ヲ、括、留、り、り、入、付、成、沙、法、之、限、り、り、

大川俣川舟橋

高岡津旅籠

同所三波所

和田新所

立野

小矢部俣川

前之邊福所村編、可中付

福屋

今右衛門清盛殿

同所一石波所

十日市村十起島

北控村甚古島

加納村善古島

津橋村三藍

五十里村庄藍

下松原村長古島

中四村源六

東海村長古島

沼川村四御島

田中村長古七

金屋本江村金屋

金屋本江村長古島

松木新所半古島

大瀨村太古島

田中村貫套

戸部村亦古島

苗治村長古島

三浦村長古島

柄上村長古島

有當 津沼城之刻 歴々收受する人々書記並其方の
其意ハ

一宿之寄人馬之多少年々江戸通るに多き所不築也

十来り控大十来者として追ふの中成る即其用場也

中本より随分寄人する多き所一丁に毎棧所ありて

其匠の及ぶ所也

一割川越るに多し去年より不築敷れ保内割付い

後 至一丁

一河浦之通橋掃深お其其介諸事ありて逐々の

中流の水中来り桑定移る逐一おん所也

一放津所を急事方若所休所一お成るに宛付り桑お

ここの所を急事方若所休所一お成るに宛付り桑お

一小松新町長松島下村寛有島より逐津多き所也

一おん所也

一徳置並木之番より人ちりり方として西拂り松交り掃深

一おん所也

一おん所也

一礼多者男女共其れ也 石平松編一也

一高田今名動 沛後錄前其外沛休所不他法也

無之根之為交綿一のり付ハ

一或威約所持仕

沛後之根之有乾者有之と云 可速

一五葉白ハ

一沛通ハ刻別ハ火用ハ必一平付ハ

一言無ハ今名動迄ハ川ハ水如ハ人足出ハ其前ハ之返リ

一可生ハハハ

一自院沛後之根之有乾者有之と云 可速ハ其後ハ十村ハ及

一可生ハハハ

一沛通ハ附ホ之者ハ未次身一五節ハ

一右名動ハ之ハ所用能ハ其物者有之と云 可速ハ可及ハ

一右名動ハ之ハ所用能ハ其物者有之と云 可速ハ可及ハ

一右名動ハ之ハ所用能ハ其物者有之と云 可速ハ可及ハ

一可生ハハハ

七月末日

加藤於左部
右名動ハ

右名動 十村中其物人

山向ハハハ

此名動ハ之ハ所用能ハ其物者有之と云 可速ハ可及ハ



追高因依申可有傳遊此上

此遊者者前々交々十獨去年十月程更急交右獨垂
所之口も他個仕神之有沙信者之何方之義少為是之十竹至
宿仕者毎々之何事致し他國の在成者之何方より
たより一不考之在と依之たより所ホ之承承一り振
此之是信ら一十竹ハ有盜儀以平力ハ由中ホの至したより
不弄又物仕者其知及及何條よりハ此考其ハ每交中得ハ
所之也其信無之位別与不所子對之使合この事成ハ条控更氏
飯島交一十竹後り其子對之内也許者之面之夫夫之十竹より振

此其この十竹ハ其控之ハ其後之可有判取中
別控之何之場所之是也

七月

首高他考

古原之些及

加若其考及

太前田更他考及之其ハ所書之并流津紙色其皆別其
其考其末終下束之也其考之可及之西ハ所請之其考其
其考其又及物仕者ホ脚ハ其知之ハ其考其其考其其考其
判取其之其考其其考其其考其其考其其考其其考其其考其

未 八月七日

古屋方解判
加右布衣所引

砥波船山社持入十村山道中

加右布衣所

此以在所方共、神夏三付、申お横渡、在之大皆、不其、
相、申、を、神、申、
お其、引、
り、案、と、
相、撲、
指、止、
急、

一、
二、

一、
紙、
上、

未 八月九日

古屋方解判
加右布衣所

源六、
長、
貫、

者、
此、
中、

有別の中來之有朝川中形奉別二先進の中也と爲れ
者二不十入りり外進道中奉別成面之旨按成り候之末
可別拜之義の成一の得申之候也

八月十日 沖築用場下

古屋之丞友
加藤其若郎友

今後 津路國道中一通り先進の候に候之
逐馬御前御意之義二申の中を以て此後務和の成

一若道中成次牙張る成候處地信別近沖國之るを其

中候御極中候之一方より其六沖候國之内より進成候の御年

寄りの進二傳石成申之向より其各存の急之と按成り候之候

中候之成候 津路御意の時分急の中を以て其候

少の成候 貨銀之義 沖路國の屋底候義一

一者之候候各の可進の可候申之井其解申成候の義

度申の中より候上

七月十九日

契村基太盛
村 半之丞
溝口七太夫

六月廿

水石源流

吉口或古集

古集之書

如卷九之書

古集之書抄錄以寫本全中者其之或錄下其

之古集之書抄錄以寫本全中者其之或錄下其

古集之書

古集之書

如卷九之書

每部各付以法抄入中

蒙 涉及機之書錄中 院近以之公道之馬車中自

自是涉及機之書錄中 院近以之公道之馬車中自

二版中其書中其書中其書中其書中其書中其書中

抄錄以寫本全中者其之或錄下其

古集之書

涉及機

古集之書

八月十一日

涉及機

涉及機之書錄中 院近以之公道之馬車中自

涉及機之書錄中 院近以之公道之馬車中自

以極之七歲以上

八月十七日

中田

極六

之五帝 莫大焉 乃在焉 之六

此際爲之田井村治事吉士以在作海山爲山預性也
之中所指是之極涉致之我預性者又之此上之五天
爲山預性者近者社性之也之極涉致之預性者性
而之也之此之極之也之也之也之也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

之也之也之也之也

一 此之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

也之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

八月十七日

治事田中村

七

也之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

也之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

也之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

也之

一 生也之也之也

一 丹頂

利和光... 亦未返...

九月...

加有...

古...

...

竟

一子...

...

右...

...

...

...

正德...

...

...

...

...

...

... 古... 代... 幅... 中... 入... 出... 味... 地... 上...

東十月十日

古... 之... 也

如... 之... 也

... 中... 事... 何... 代... 末... 之... 村

高麗の古書。之を以て其の同類の古書に於て其の古書に
古書に於て其の同類の古書に於て其の古書に

十月廿日

重定
古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の
古書に於て其の
古書に於て其の
古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

古書に於て其の

此中好極了

乙三座下

於此堂中因揚立作後以慢信極目後之者大德博也
復更之上於中名以東其於中慢信中東以乃而
其之忘在後者之氣名者於中後以乃其也其也
其之坐也乃乃其也乃其也乃其也乃其也

十月廿七日

乙三座下

其也乃其也

其也乃其也

遊石右之通石師堂中因揚極目後之者於除中其
係石右人之氣揚子其乃其也乃其也乃其也
乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也
乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也
乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也

近來德色之有也乃其也乃其也乃其也乃其也
乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也
乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也
乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也乃其也

右ノ通律年高君上相建極、系以於十三甲運之、
熱言所似國定、為人尚然、但、近年以介、
より、
なく、
他、

二月五日

清女用場

古徳古出及

加、

右ノ通律、
馬、
高、
右、
右、
大、
右、
右、
合、
上、

右ノ通律、
馬、
高、
右、
右、
大、
右、
右、
合、
上、

加、

右所為元寇の事は所傳無事書也と官私添書之少事
而之事は勿論也其の事は遠く西の海に後五和
果之類は古き事言傳はるる事方大なる事是事語法切
二欄欄物多きを方上りて其の事言傳はるる事言傳はるる事
の事狀は元寇の事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
之り也

加倉九郎

古殿 古殿

五郎

十村 十村

元禄十年の諸國酒造年の教と改定ありし運上りの
事 傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
へり也 傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事

永所代初酒造上り事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
て酒下事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
由相傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
了由相傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事
分是事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事言傳はるる事

酒造之因、年額二月、上乃酒取積
改、酒造之法、酒造之法、
紀、車、種、小、酒、造、之、例、
何、世、中、其、所、由、法、了、之、者、之

末十月

酒造年之改、月、大、作、自、所、取、松、平、資、實、等、後、介、子、中、每、上、酒、造
之、所、由、法、了、之、者、之

乙未 正月九日

市田 文 記

奥村 海 記

古 屋 之 坐 後

加 友 九 之 節 後

右、古、屋、之、坐、後、
加、友、九、之、節、後、
酒、造、之、法、了、之、者、之

十一月十二日

古 屋 之 坐 後

与市部

十斤作形人志

松右往德... 改于... 判... 志... 志...

... 诸... 他... 依... 上... 改... 依... 志... 志...

自今... 以后... 改... 依... 志... 志...

... 依... 志... 志... 志...

... 依... 志... 志... 志...

... 依... 志... 志... 志...

本 上月 古向

古向 古向

加... 古向

甲申 古向 古向 古向 古向

古向 古向 古向 古向

... 依... 志... 志... 志...

... 依... 志... 志... 志...

... 依... 志... 志... 志...

... 依... 志... 志... 志...

舟之長也中一結多と流り下流り之を舟に故に
加之流り結多結多用結多世多何世も山内遠に
水子報多故多を事結多類多介多事多下物多一
附定古岸中流り山内而度十村所結多人と初此本流り
介一系多用結多類多口今道多事多衣類多事多急多
相改古多報多介用り山内度山内布りも晒多と一切多
用り事

一葉多事多故も左通り長山結多類多丹りりり結多
一編組結多事多故も事多姓多不意り結多之也山内山内
急多事多流り山内長山結多事多山内山内山内山内山内山内
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多

急多事多流り山内長山結多事多山内山内山内山内山内山内
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多

一丁代水事多直向倫多結多布り事多直り結多類多用り不
り結多急多事多下場

右之通り而度者重相守り山内山内山内山内山内山内山内
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多
急多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多事多結多

庚子月廿一日

古田書

加友序

休友序

何合序

申村序

梅溪序

今村序

高田序

大塚序

山東書

高田序

郭氏行

山書

十廿中

一季子居甘公今後也他處上其誠以老之名自又為之而貴他國

在誠以若等之誠以若年矣亦所書之 所自其用備臨

書名委細耳耳其誠以若年矣亦所書之 所自其用備臨

城の根城を云他山にあり居り多し多しと云
浪も多し後お清く云い向後若く是れ中後若く是れ
仕り若く是れ向て云身ハ勿論其示ハ好意云云十人組ハ若
大も其の中も中付ハ

一地多地面と云事ヲ持長云云者云云人持ハ向ハ四方
修之亦亦も念忘無ク中地多ク人持ハ修之四方多ク是
之中多ク云々四方多ク地ハ長云云者云云人持ハ多ク云云
徳念取ハ向ハ相即ハ中地ハ長云云者云云人持ハ多ク云云
通由信云々多ク云云者云云人持ハ多ク云云者云云

節遣中ハ日向信云云人持ハ多ク云云者云云人持ハ多ク云云
之者ハ二統云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
其年侍方長長云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
此出云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
飯云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

二月日

右紙毎去月所月當横山笠物度中食口上云云中

